

所掌事項

委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 義援金の配分基準に関すること。
- (2) 義援金の配分金額に関すること。
- (3) 義援金の配分時期に関すること。
- (4) 義援金の配分方法に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の公平かつ効率的な配分を図るために必要な事項

設置根拠

宮古市東日本大震災被災者義援金配分委員会要綱第1条

設置年月日

H23. 6. 17

委員定数

10人以内

委員任期

委員の任命の日から義援金の配分が完了する日まで

現任委員発令日

H23. 7. 8 最長

R4. 11. 30 直近

現任委員任期満了日

義援金の配分が完了する日

担当課

市民生活部生活課被災者支援室

TEL : 0193-62-2111 内線 1818~1819 FAX : 0193-63-9110

E-mail : sekatsu@city.miyako.iwate.jp

備考